

平成17年度国土交通省PFIセミナー 事前質問と回答(新潟会場)

番号	質問	回答
1	合併特例債とPFIの関連及びそれぞれの優位性について	当省においては、合併特例債との関係については承知できておりません。お手数ですが、総務省にご相談頂ければと思います。
2	今回の法改正(8/15)における利点等の具体例を示されたい。	今回の法改正においては、行政財産の貸付の拡充等が行われており、今後は、拡充された行政財産の貸付制度等を活用することにより、新たなPFI事業の創出、サービス水準の向上等が期待されます。 具体の活用にあたっては、今後、実際に進められる事業の中で、PFI実施主体や民間事業者のノウハウにより提案されるものと考えております。
3	国土交通省では道路へのPFI事業導入は検討しておられないのでしょうか。公共事業の中で大きなウエイトを占める道路については全国的にもPFI事業が行われている例は耳にしますが、日本での事業化は難しいのでしょうか。 ある程度案件が増えてきたので、それらをモデルとして、現在のガイドラインを改定して、手直しが不要な標準の契約書を国土交通省、内閣府、総務省等が一体となって整備していただきたいです。 また、福岡市のように継続が困難になった事業がでてきているので、新たに事業継続困難時の対応に関するガイドラインを加えてはどうかと思います。 個別に交渉することはもちろん必要なこととは思いますが、同じ論点をそれぞれの自治体が検討していれば手間が重複して、アドバイザー費用もかかると思うので、ある程度完成されたパッケージのようなものを示していただければ、PFI全体のVFMが向上し、自治体もPFIに取り組みやすくなるのではないのでしょうか。	道路事業におけるPFIに関しては、平成12年度に有料道路PFI事業の実施方針ひな形を公表しております。また、現在、道の駅においてPFI制度が活用されている事例もあります。道路事業へのPFI制度適用については、官民間のリスク分担やVFMが出る等条件が確保されれば、実施の可能性があると考えております。 平成11年にPFI法が施行されて6年が経過したことから、第162通常国会において同法改正について審議され、今年8月に公布、同日施行されたところです。今後は、改正法に基づき、適切に運用されていくものと考えております。標準の契約書については、PFI事業の対象施設、事業スキームは多岐にわたっていること等もあり、標準化の可否等を含め、慎重な検討が必要と考えられます。 また、継続困難時の対応については、運営段階に入ったPFI事業が増加する中では、適切なモニタリングとリスクが顕在化した際の早期の対応が重要であり、「契約に関するガイドライン」や「モニタリングに関するガイドライン」を参考とし、事業内容に応じた契約により対応することが重要であると考えております。 PFIは、民間のノウハウを活用することにより低廉かつ良質な公共サービスを提供する手法であるため、検討結果をパッケージ化することは、民間の保有するノウハウの活用を妨げる危険性があることから望ましくないと考えております。

番号	質問	回答
4	地方自治体の施設について、指定管理者制度への移行が顕著ですが、国の施設についてはどのような動きになっているのでしょうか。	国においては、指定管理者制度に該当する制度はありませんが、業務委託等を活用しながら管理を行っております。
5	公共工事関係の具体例(廃棄物関係、上下水道事業関係)	平成17年8月末現在、国土交通省関係PFI事業は43件であり、空港関連施設、港湾、駐車場、公園、下水道、市街地再開発、公営住宅、廃棄物処理施設(北海道関係)、土地区画整理、道の駅、浄化槽(北海道関係)において活用されております。具体的内容については、内閣府民間資金等活用事業推進室ホームページ(http://www8.cao.go.jp/pfi/)をご確認下さい。
6	現在、運営段階にあるPFI事業も多いと思いますが、当初想定していなかった問題点などがありましたら、実際の解決策も含めてご紹介ください。	国土交通省直轄のPFI事業については、平成17年9月末現在、運営を行っている事業がございますが、地方公共団体等の事例については、本セミナーにおいて、先進的取り組みを行っている地方公共団体担当者よりご紹介頂くこととしております。全国9カ所で配布した資料については、後日、国土交通省ホームページに掲載する予定としておりますので、そちらをご参考にして頂ければと思います。
7	今後どのような施設の建設がPFIによってなされていくのか現時点で傾向のようなものはありますか。	「PFI推進委員会中間報告－PFIのさらなる展開に向けて－」(平成16年6月3日)において、展開が望まれるPFI事業として、①運営業務の比重が大きい複雑な事業、②新たな金融技術が活用される事業、③地域産業の活力を向上する事業が挙げられております。具体的には、事業内容に応じて個別の検討がなされた結果、VFMの発現等、PFI事業としての条件が整ったものから事業化されるものと考えております。
8	全国的な事例、北陸整備局管内の事例	内閣府民間資金等活用事業推進室ホームページ(http://www8.cao.go.jp/pfi/)によると、平成17年9月末現在、211件(実施方針ベース)のPFI事業が進行中です。国土交通省関係の北陸地方整備局管内の事例としては、「富山県警察学校整備等事業」があります。その他の事例については、内閣府ホームページをご参照下さい。

番号	質問	回答
9	・PFIの今後の方向性について聞きたい。事業分野の拡大、規模、地公体の関与	・「PFI推進委員会中間報告－PFIのさらなる展開に向けて－」（平成16年6月3日）において、「PFIのあるべき展開方向」「PFIの重点課題とその対応」について記載されておりますので、ご参照下さい。当該報告中、「PFIのあるべき展開方向」として、PFI活用意義の再認識することにより、効果的効率的な公共サービス提供される、また、展開が望まれるPFI事業として運營業務の比重の大きい事業、新たな金融技術が活用される事業、地域産業の活力を向上する事業が挙げられています。また、課題については、官民間の適切な責任・リスク分担の実現、事業者選定手続きにおける公平性・透明性と経済性の確保、VFM評価の客観性・信頼性の向上、イコルフットingの課題、官民間の取引コストの課題等が挙げられております。
	・特に病院など運営型PFIのVFMの算出の実際	・病院に関しては当省では把握しておりませんが、「東京都森ヶ崎水再生センター常用発電整備事業」においては、優秀提案価格ベースで約43%のVFMが発現するなど、現在進行中のPFI事業においてもコスト縮減が図られております。
	・PFI実施後の管理運営業者と地公体、金融機関との関係、管理実務の実際	・PFI契約後は、厳格なモニタリングを実施し、あらかじめ取り決めたリスク分担に基づき、適切にリスクを管理することになります。
	・入札における提案審査のポイントについて	・事業者選定は、予め設定した審査基準に基づき審査することになりますが、審査基準の設定においては、整備しようとする施設の整備、維持管理・運営を行うに当たり公共主体が事業者に期待する部分について明確にし、当該部分において高い能力を備えた事業者が選ばれるような基準とすることが重要となります。
	・収益事業が含まれている場合の地公体の関与度合い、契約の実態はシンプルなPFIのケースと比べてどうなのか	・附帯事業としての民間収益事業はあくまで民間事業者の発意によるものであることから、当該附帯事業の実施に伴って発生するリスクは原則として民間事業者の負担となります。従って、公共は、附帯事業によるリスクがPFI事業そのものに影響を及ぼし、公共サービスの質の低下や提供停止とならないよう、PFI事業解除時や終了時の対応を含め、ファイナンスの方法、施設用途、リスクの切り離し方策等について、民間事業者に提案を求めることが基本となります。
	・キャップレートの考え方について	・PFIにおいては、施設整備に対する金利の利率は、応募者の提案によります。提案の求め方としては、案件によっても異なりますが、発注者が基準金利を設定し、それに対するスプレッドを求める方法が一般的と考えられます。

番号	質問	回答
10	SPCの構成、役割、義務はケースbyケースなのか？(大枠での決まり事があるのか？)	一般的に、PFI事業の実施においてSPCを設立することを求めるか否かはPFI実施主体の判断により、また、その構成等についても事業内容に応じてPFI実施主体が実施方針等の中で明確化することになります。